

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－１ (略)</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理【組合】</p> <p>(1) 意義</p> <p>組合は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等から適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>行政庁は、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組を最大限尊重しつつ、それが組合の規模やリスク特性等に照らして適</p>	<p>Ⅱ 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－１ (略)</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理【組合】</p> <p>(1) 意義</p> <p>組合は、経営の健全性を確保するため、それぞれの経営戦略、規模及びリスク特性等に応じて適切に統合的なリスク管理を行う態勢を構築し、最低所要自己資本比率の算式に含まれないリスクも含め、各事業部門等が内包する種々のリスクを総体的に把握した上で、こうした総体的なリスクに照らして質・量ともに十分な自己資本を維持していくという自己管理型のリスク管理を行うことが必要である。</p> <p>特に複雑なリスクを抱える金融商品等のリスク管理においては、経営陣が十分な資質・能力を備え、各事業部門等が抱える多種多様なリスクについて、担当部門等から適時適切に報告を受け、統合的なリスク管理の態勢を整えた上で、指導的・横断的見地から、迅速・的確な経営判断を行う態勢を整えることが求められる。</p> <p>行政庁は、組合による統合的なリスク管理態勢の構築に向けた自発的な取組を最大限尊重しつつ、それが組合の規模やリスク特性等に照らして適</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>切かどうかを評価・検証することを通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない組合に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とし、<u>同制度に基づくヒアリングや報告徴求等</u>を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組を促すこととする。</p>	<p>切かどうかを評価・検証することを通じて、組合に対しより適切なリスク管理態勢の構築を促すこととする。</p> <p>なお、規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない組合に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を実施する中で、その規模やリスク特性等に応じ、経営改善のために必要と認められる適切なレベルの統合的なリスク管理態勢の構築に向けた取組を促すこととする。</p>
(2) (略)	(2) (略)
II-2-2-2 (略)	II-2-2-2 (略)
<p>II-2-2-3 早期警戒制度【共通】</p> <p>系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第94条の2第3項又は農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p>	<p>II-2-2-3 早期警戒制度【共通】</p> <p>系統金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、農協法第94条の2第3項又は農中法第85条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない系統金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</p> <p>このため、以下に掲げる収益性、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、行政上の予防的・総合的な措置である早期警戒制度やオフサイト・モニタリングを通じて、系統金融機関の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、<u>早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、該当する個々のリスク等の実態を当該系統金融機関のビジネスモデルや統合的なリスク管理の状況に照らして的確に把握するとともに、系統金融機関の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととする。</u></p> <p>(注) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する系統金融機関に対し<u>ヒアリング等</u>の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該系統金融機関の経営が不健全であ</p>	<p>こうした個々のリスク等に関する具体的な指標について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった系統金融機関に対しては、<u>以下の①から③までの対応等を行うこととする。</u></p> <p>① <u>当局における分析</u> <u>基準に該当した個々のリスク等のみならず、経営環境やビジネスモデルを含め、収益性、リスクテイク、自己資本が現在の状況にある背景・要因を総合的に分析し、系統金融機関が抱えている課題及びその原因について仮説を構築する。</u></p> <p>② <u>対話を通じた課題の明確化と共有</u> <u>構築した仮説に基づき、系統金融機関の自己評価を十分に踏まえながら、当局と系統金融機関との間で深度ある対話を行い、課題及びその原因を明確化し、共有する。</u></p> <p>③ <u>改善に向けた監督・対話</u> <u>共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応策の策定を促す。必要に応じて、当該改善対応策の実行状況のフォローアップを行う。</u></p> <p>(注1) 早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する系統金融機関に対し、<u>上記①から③まで等の監督上の対応を実施していくこととなるが、そうした場合であっても、当該系統金融機関の経営が</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ると自動的にみなされるものではなく、監督部局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>Ⅱ－２－３ 収益性</p> <p>Ⅱ－２－３－１・Ⅱ－２－３－２ (略)</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求</u></p>	<p>不健全であると自動的にみなされるものではなく、監督部局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。</p> <p>また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p><u>なお、系統金融機関における改善対応策の実行状況のフォローアップに当たっては、改善対応策の目的及びスケジュールについて確認するものとする。</u></p> <p><u>(注 2) 個々のリスク等の基準に該当する系統金融機関に対しては、上記①から③までの取り組み方を基本としつつも、当該系統金融機関の規模・特性等に応じた対応を行うことに留意する。</u></p> <p>Ⅱ－２－３ 収益性</p> <p>Ⅱ－２－３－１・Ⅱ－２－３－２ (略)</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基本的な収益指標を基準として、収益性の改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、<u>Ⅱ－２－２－３①から③までの対応等を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（収益性改善措置）</p>	<p>通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（収益性改善措置）</p>
<p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p>	<p>Ⅱ－２－４ 信用リスク</p>
<p>Ⅱ－２－４－１・Ⅱ－２－４－２ （略）</p>	<p>Ⅱ－２－４－１・Ⅱ－２－４－２ （略）</p>
<p>Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応【共通】</p>	<p>Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応【共通】</p>
<p>(1) （略）</p>	<p>(1) （略）</p>
<p>(2) 不良債権比率、大口与信（組合については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）、農中については Tier 1 資本の額の 10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額のうちいずれか大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいう。）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リス</p>	<p>(2) 不良債権比率、大口与信（組合については自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）、農中については Tier 1 資本の額の 10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額又は与信残高が上位一定数以上の先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）への与信合計額のうちいずれか大きい方）の比率、特定業種への集中度といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額をいう。）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リス</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>クの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、<u>原因及び改善策等</u>について、<u>深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p>	<p>クの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、<u>Ⅱ－2－2－3①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。（信用リスク改善措置）</p>
(3) (略)	(3) (略)
Ⅱ－2－5 市場リスク	Ⅱ－2－5 市場リスク
Ⅱ－2－5－1・Ⅱ－2－5－2 (略)	Ⅱ－2－5－1・Ⅱ－2－5－2 (略)
Ⅱ－2－5－3 監督手法・対応【共通】	Ⅱ－2－5－3 監督手法・対応【共通】
(1) (略)	(1) (略)
<p>(2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、<u>原因及び改善策等</u>について、<u>深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又</p>	<p>(2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、<u>Ⅱ－2－2－3①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関 (新設)</p>	<p>第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① 有価証券の価格変動等による影響を基準として、市場リスク等の管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関</p> <p>② <u>以下のア及びイにより、深度ある対話を行う必要があると認められる系統金融機関(組合は、以下のイの d を除いて平成 31 年 3 月期より適用)</u></p> <p><u>ア 重要性テスト</u></p> <p><u>△EVE(金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。))のうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、農中においては農中法自己資本開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。))の最大値が以下に該当する場合には、系統金融機関を下記イの対象とする。</u></p> <p><u>a 農中においては、Tier 1 資本の額の 15% を超える場合</u></p> <p><u>b 組合においては、自己資本の額の 20% を超える場合</u></p> <p><u>イ オフサイトモニタリングデータの追加分析</u></p> <p><u>収益性、リスクテイク、自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与える実質的な影響について分析を行う。具体的には、「系統金融機関がいわゆる銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」(農協法自己資本比率告示及び農中法自己資本比率告示に定める自己資本の最低水準を上回る額をいう。以下この②において同じ。))との関係を基本的な着目点としつつ、以</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>下の観点等を踏まえ、系統金融機関と深度ある対話を行う必要性について判断する。</u></p> <p>a <u>「金利ショックによる有価証券の価格変動に関するリスク」と「自己資本の余裕」との関係（組合の「自己資本の余裕」には有価証券の含み損益を勘案する。）</u></p> <p>b <u>「通貨別の金利リスク」と「自己資本の余裕」との関係</u></p> <p>c <u>「金利に係るリスクテイク」と「収益力」との関係</u></p> <p>d <u>「金利ショックが将来収益に与える影響」（組合は平成 32 年 3 月期より適用）</u></p> <p><u>（注 1）系統金融機関が、内部モデルを使用して金利リスクを計測する場合には、モデルの検証及びガバナンス態勢の構築が適切に行われ、モデルについての必要な情報（目的、意図された使用方法、基礎となる理論、限界、仮定等）、管理の枠組み（方針、検証の手順、組織体制等）及び検証の過程が適切に文書化されることを求めるものとする。また、監督にあたっては、内部モデルの使用が計算上の金利リスク量に与える影響についても留意する。</u></p> <p><u>（注 2）系統金融機関が、金利リスクを計測する際には、重要性に応じて、いわゆる行動オプション性（流動性預金の滞留、固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約、個人向けの金利コミットメントラインの実行等、金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響）を、内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することを求めるものとする。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② アウトライヤー基準（金利リスク量（標準的金利ショック（ア. 上下200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はイ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額。<u>農中にあつては特定取引に係るものを除く。</u>）が自己資本の額（<u>農中にあつては総自己資本の額</u>）の20%を超えるもの）に該当する<u>系統金融機関</u></p> <p>（注1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。 ア アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記ア、イの2種類の金利ショック）は<u>系統金融機関</u>の選択に委ねられる。 イ 上述のように、金利リスク量はコア預貯金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預貯金について、以下のa又はbの定義を用いることとする。一度選択したコア預貯金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。</p>	<p><u>（注3）重要性テストに該当したことをもって、系統金融機関が過大なリスクテイクを行っている」とみなされるものではない。また、オフサイトモニタリングデータの追加分析を通じて、健全性の観点から深度ある対話を行う必要があると認められる場合であっても、改善対応が自動的に求められるものではない。改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、留意して監督を行うものとする。</u></p> <p>③ アウトライヤー基準（金利リスク量（標準的金利ショック（ア. 上下200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック又はイ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額。）が自己資本の額の20%を超えるもの）に該当する<u>組合</u>（<u>上記②の適用開始まで</u>）</p> <p>（注1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。 ア アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記ア、イの2種類の金利ショック）は<u>組合</u>の選択に委ねられる。 イ 上述のように、金利リスク量はコア預貯金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア預貯金について、以下のa又はbの定義を用いることとする。一度選択したコア預貯金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>a i) 過去5年の最低残高 ii) 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は iii) 現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として<u>系統金融機関</u>が独自に定める。</p> <p>b <u>系統金融機関</u>の内部管理上、合理的に預貯金者行動をモデル化し、コア預貯金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</p> <p>ウ 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を行政庁に説明できる場合には使用することができることとする（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対利用者レートの予測推定に基づくリスク計算など。）</p> <p>（注2）アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該<u>系統金融機関</u>の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、行政庁としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>Ⅱ-2-6 流動性リスク</p> <p>Ⅱ-2-6-1・Ⅱ-2-6-2 (略)</p>	<p>a i) 過去5年の最低残高 ii) 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又は iii) 現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として<u>組合</u>が独自に定める。</p> <p>b <u>組合</u>の内部管理上、合理的に預貯金者行動をモデル化し、コア預貯金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</p> <p>ウ 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を行政庁に説明できる場合には使用することができることとする（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対利用者レートの予測推定に基づくリスク計算など。）</p> <p>（注2）アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該<u>組合</u>の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、行政庁としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>Ⅱ-2-6 流動性リスク</p> <p>Ⅱ-2-6-1・Ⅱ-2-6-2 (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２－６－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、預貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>原因及び改善策等について、深度あるヒアリング</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p> <p>Ⅱ－２－６－４ (略)</p>	<p>Ⅱ－２－６－３ 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 預貯金動向や流動性準備の水準を基準として、流動性リスクの管理態勢について改善が必要と認められる系統金融機関に関しては、預貯金や流動性準備の状況について、頻度の高い報告を求めるとともに、<u>Ⅱ－２－２－３①から③までの対応等</u>を行い、必要な場合には農協法第 93 条又は農中法第 83 条に基づき報告を求めると通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第 94 条の 2 若しくは農中法第 85 条に基づき業務改善命令又は農協法第 95 条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(資金繰り改善措置)</p> <p>Ⅱ－２－６－４ (略)</p>